

他政令市及び宮城県における環境影響評価条例の規模要件

(網掛けは、本市が設定予定の規模要件)

(1) 太陽光発電所に関する規模要件 (法：対象外)

| 規模要件 (ha) | 該当自治体 |
|-----------|----------------------------------|
| 75 | 宮城県 (第1種) |
| 50 | 札幌市 (第1種)、北九州市、宮城県 (第2種) |
| 20 | 札幌市 (第2種)、神戸市 (第1種)、福岡市 (市街化区域) |
| 10 | 広島市、福岡市 (市街化調整区域) |
| 5 | さいたま市 (A地域)、神戸市 (第2種)、福岡市 (特別地域) |
| 3 | さいたま市 (B地域) |
| 1 | さいたま市 (C地域) |

※神戸市、福岡市は、太陽光発電所として対象。それ以外は、土地の造成事業等として対象。

※川崎市、名古屋市は、出力による。

(2) 火力発電所の規模要件 (法第1種：150,000kW 第2種：112,500kW)

| 規模要件 (kW) | 該当自治体 |
|-----------|----------------------------|
| 112,500 | 千葉市 |
| 100,000 | 川崎市 (第1種) |
| 75,000 | 札幌市 (第1種)、新潟市、北九州市 |
| 50,000 | 京都市、名古屋市、広島市、福岡市、川崎市 (第2種) |
| 30,000 | 札幌市 (第2種) |
| 20,000 | 横浜市 (第1種)、相模原市、大阪市、堺市、神戸市 |
| 15,000 | 横浜市 (第2種) |

※さいたま市は、事業区域面積 (1~5ha 以上) 又は排ガス量 (1~4 万 m³/h 以上) による。

※宮城県は、火力発電所を対象としていない。

(3) 地熱発電所の規模要件 (法第1種：10,000kW 第2種：7,500kW)

| 規模要件 (kW) | 該当自治体 |
|-----------|------------|
| 7,500 | 大阪市 |
| 7,000 | 相模原市 (C地域) |
| 5,250 | 相模原市 (B地域) |
| 5,000 | 札幌市 (第1種) |
| 2,000 | 札幌市 (第2種) |
| すべて | 相模原市 (A地域) |

※さいたま市は、事業区域面積 (1~5ha 以上) 又は排ガス量 (1~4 万 m³/h 以上) による。

※宮城県は、地熱発電所を対象としていない。

(4) 水力発電所の規模要件 (法第1種 : 30,000kW 第2種 : 22,500kW)

| 規模要件 (kW) | 該当自治体 |
|-----------|------------------------------------|
| 20,000 | 相模原市 (C 地域) |
| 15,000 | 札幌市 (第1種)、相模原市 (B 地域)、大阪市、広島市、北九州市 |
| 6,000 | 札幌市 (第2種) |
| 1,000 | 相模原市 (A 地域地域) |

※さいたま市は、事業区域面積 (1~5ha 以上) 又は排ガス量 (1~4 万 m³/h 以上) による。

※宮城県は、水力発電所を対象としていない。

(参考) 風力発電所の規模要件 (法第1種 : 10,000kW 第2種 : 7,500kW)

| 規模要件 (kW) | 該当自治体 |
|-----------|---|
| 7,500 | 宮城県 (第1種) 新潟市 (第1種)、千葉市 |
| 5,000 | 仙台市 (全地域)、宮城県 (第2種)、横浜市 (第1種)、相模原市 (C 地域)、堺市、広島市、北九州市 |
| 4,500 | 新潟市 (第2種) |
| 3,800 | 横浜市 (第2種) |
| 3,750 | 相模原市 (B 地域) |
| 2,500 | 仙台市 (A 地域) |
| 1,500 | 札幌市、京都市、福岡市 (特定区域外) |
| 1,250 | 仙台市 (B 地域) |
| 1,000 | 福岡市 (特定区域) |
| 500 | 相模原市 (A 地域地域) |

※さいたま市は、事業区域面積 (1~5ha 以上) 又は排ガス量 (1~4 万 m³/h 以上) による。